

届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照会その他の紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（想定年収）又は雇用期間に支払われる見込賃金額の 30%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1,000 万のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料負担は求人者とします
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（想定年収）又は雇用期間に支払われる見込賃金額の 30%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1,000 万のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料負担は求人者とします
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索及びこれに付随するサービス	着手金 <u>500,000 円</u> 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（想定年収）又は雇用期間に支払われる見込賃金額の 30%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1,000 万のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料負担は求人者とします
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（想定年収）又は雇用期間に支払われる見込賃金額の 30%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1,000 万のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料負担は関係雇用主とします

※1. 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※2. 労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

【返戻金制度について】

求人者への雇入れ後 6 ヶ月以内に求職者が本人の都合により退職した場合は、次の基準により手数料の一部を返還致します。

- (1) 雇入れ後 3 ヶ月以内の場合 : 手数料の 50%
(2) 雇入れ後 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内の場合 : 手数料の 10%

但し、返戻金制度は求人者と当社の間で別の定めをする場合があります。

許可番号

34-ユ-300441

事業所の名称

戸田ファインテック株式会社

事業所の名称及び所在地

広島県大竹市明治新開 1-4